



発行
東京都

令和八年一月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（千代田区富士見二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

告示

目次

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）……一

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……（建設局道路管理部監察指導課）……二

○土砂災害警戒区域等の解除（三件）……（建設局河川部指導調整課）……四

○土砂災害警戒区域等の指定（二件）……（同）……六

公示

○市街地再開発組合の理事長の就任……（都市整備局市街地整備部再開発課）……七

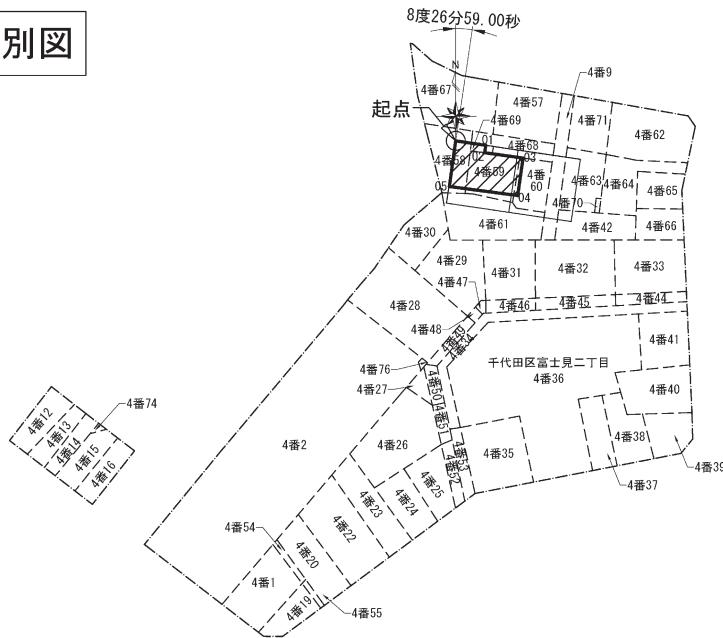
公示

●東京都告示第四十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」といふ。）を指定するので、同条第三項において適用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

別図



【凡例】

- 敷地
- 調査対象地
- - - 筆境界
- 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、X座標 : -33274.362、Y座標 : -7964.759とする。

【格子の回転角度 (8度26分59.00秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【座標データ】

点名	X座標	Y座標
起点	-33274.362	-7969.759
01	-33275.072	-7964.981
02	-33276.258	-7965.173
03	-33277.103	-7959.069
04	-33283.053	-7959.921
05	-33281.625	-7970.773

※表中の座標値は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

三
二
一
路線名
指定する区間
昭島市中神町千二百六十四番三地先から同所千二百三十七番十一地内まで
東京都知事 小池百合子

三
二
一
路線名
指定する区間
昭島市中神町千二百六十四番三地先から同所千二百三十七番十一地内まで
東京都知事 小池百合子

備すべき道路を次のように指定する。

令和八年一月二十二日

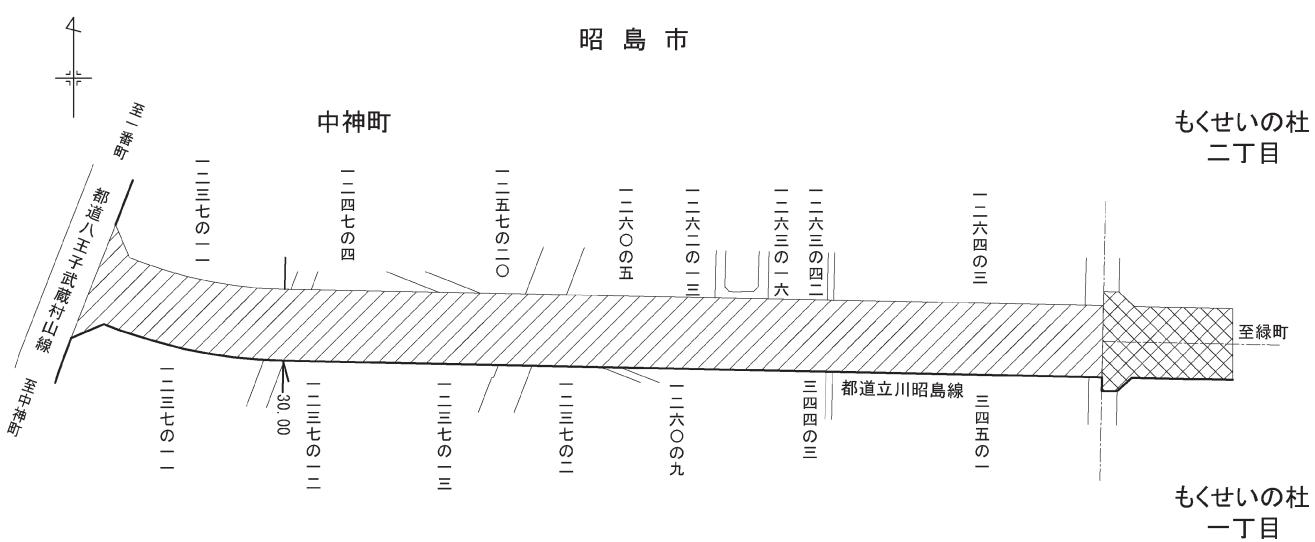
◎東京都告示第四十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

別
図

電線共同溝を整備す
都道立川昭島線
昭島市中神町地内

都道市道指定区间 延長四三三・七七メートル
(電線共同溝予定名称 立川昭島・二号)
既指定区间



◎ 東京都告示第四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第五百八号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び品川区役所において縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
品川区	上大崎三丁目	109001-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	東五反田五丁目	109001-K029		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
品川区	上大崎三丁目	109001-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	東五反田五丁目	109001-K029			

◎ 東京都告示第四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第八十一号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び昭島市役所において縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
昭島市	福島町二丁目	207001-K035	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
昭島市	福島町二丁目	207001-K035	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十八年東京都告示第三百六十七号及び平成三十一年東京都告示第三百六十四号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	能ヶ谷六丁目	209010-K043	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	南大谷	209016-K044		
		209016-K056		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	能ヶ谷六丁目	209010-K043	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	南大谷	209016-K044			
		209016-K056			

◎東京都告示第四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び品川区役所において縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
品川区	上大崎三丁目	109001-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	東五反田五丁目	109001-K029		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
品川区	上大崎三丁目	109001-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	東五反田五丁目	109001-K029			

◎東京都告示第四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び昭島市役所において縦覧に供する。

令和八年一月二十二日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
昭島市	福島町二丁目	207001-K035	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
昭島市	福島町二丁目	207001-K035	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八

条第一項の規定により九段南一丁目地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

令和八年一月二十二日

東京都知事 小池百合子

一 氏名 平位 誠一

二 住所 千代田区九段南一丁目五番九号

発行

電話 東京都

○三(五三二二)一一一二一(代)
新宿区西新宿二丁目八番一号都

郵便番号 163-8001

定価一本号
(郵送料を含む。) 三〇円印刷所勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号社
○三(三八一二)五一〇一(代)

郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、再生紙のマーク。
リサイクルマーク。